

# 1. 公共施設マネジメントと財源の確保について

政新会 田中 正剛  
一般質問 参考資料  
令和3年6月25日（金）

■表1：市立中央体育館の抽選倍率（※）

年度	抽選倍率(倍)
平成27	20.4
平成28	21.7
平成29	20.2
平成30	21.6
令和元	19.6
令和2	19.7

$$\text{※抽選倍率} = \frac{\text{(抽選に申し込んだすべての件数)}}{\text{(先行予約枠を除いた抽選枠)}}$$

■表2：市立中央体育館の利用状況

H30年度	稼働率(%)			人数(人)	件数(件)
	平日	土日祝	全日		
体育室	90.6	91.3	90.8	147,187	2,953
武道場	68.4	80.5	72.5	65,725	4,233
合計				212,912	7,186

  

令和元年度	稼働率(%)			人数(人)	件数(件)
	平日	土日祝	全日		
体育室	88.4	88.4	88.4	117,284	2,671
武道場	64.1	76.7	68.4	52,711	3,938
合計				169,995	6,609

(参考) スポーツ基本法

第十二条 (スポーツ施設の整備等)

国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

第十三条 (学校施設の利用)

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。